

手賀沼ゴルフ倶楽部会員規約

第1条（定義）

この規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社エスワイ・ロジステックス（以下「当社」といいます。）が運営管理する手賀沼ゴルフ倶楽部（以下「本施設」といいます。）の利用に関して適用します。

第2条（本施設の目的）

本施設は、ゴルフのレベルアップを図り、マナーとルール遵守し、ゴルフ倶楽部を通じて知り合った会員相互の親睦の輪を広げ、かつ心身の健康維持ならびに増進を目的とします。

第3条（会員制）

1. 本施設は会員制です。第5条に定める入会資格を有し、本規約を承諾することを必要とします。
2. 本施設へ入会を希望される方は、第4条の定める方法にて当社の指定した所定の入会申込書に必要事項を記載したうえで当社の指定する期日以内に入会金、登録事務手数料、加入当月日割り分ならびに翌月1カ月分の月会費を支払うことにより会員資格が付与され、本施設の利用が可能となります。（会員資格を付与された方を以下「会員」といいます。）
3. 本施設が廃止された場合、自動的に会員はその資格を喪失することとします。

第4条（会費、入会金）

1. 会員は、翌月分の会費を前月26日に支払うものとする、なお、会員資格を有する間は、実際の施設利用の有無にかかわらず、当社が定める会費を全て支払う義務があります。
 - 会員種別毎の会費を別に定めます。
 - 会員は、当社が定める入会金と会費を納入期日までに、自らが申し込む会員種別に応じて当社が指定する方法および手段により支払うものとする。
 - 会員は、月会費を毎月指定金融口座より自動振替での継続払いで支払うものとする。
 - 毎月の請求書・領収書は発行いたしません。
 - 会員は、口座からの振替が出来ない場合については本施設で会費を支払うものとする。
 - 会員登録手続きが完了した月にかかる会員の会費は、会員登録手続きが完了した日からの日割り計算となります。
2. 会員は、会費を滞納した場合は、支払期日の翌日から支払日までの日数に年14.6%の割合で計算される金額を延滞損害金として、会費等その他の債務と一括して、当社が指定する方法で支払わなければならないものとする。その際の必要な振込手数料等、その他の費用は、当該会員の負担とする。

第5条（入会条件）

1. 次の各号のいずれかに該当する者は、入会資格が認められず会員になることができません。ならびに将来にあたり下記の各号のいずれの行為も行わないことを保証することとします。
 - (1) 本規約その他当社が定める規則を遵守できない者
 - (2) 当社の決済方法で使用可能な銀行口座を所有していない者
 - (3) 入会申込手続を行った本人と同一人物であることを確認できない者
 - (4) 申込み時点で未成年であり、親権者、その他法定代理人の同意を得ていない者
 - (5) 過去または現在において、暴力団もしくは反社会的勢力に属し、またはそれらに属する者と密接な関係を有すると当社が判断した者
 - (6) 伝染病、その他他人に伝染または感染する恐れのある疾病に罹患している者
 - (7) 施設利用に関する日本語での最低限のコミュニケーションが出来ない者
 - (8) 医師等により運動を禁じられている者
 - (9) 刺青・タトゥー（タトゥーとの判別が困難なペインティング等を含みます。）のある者で、施設内においてそれらの露出を行わないことに同意できない者
 - (10) 公序良俗に反する行為をする恐れがあると認められる者
 - (11) その他、会員としてふさわしくないと当社が判断した者
2. 会員が前項1の入会資格を充足しないことが判明したとき、当社からの通知により、本施設の利用を制限もしくは禁止し、または直ちに当社の判断にて会員の権利を取り消しできるとともに、被った損害の賠償を請求することができるものとします。

第6条（届出内容変更手続）

1. 会員は、提出した入会申込書の内容、その他本施設に届け出た内容が正確であることを保証するものとします。
2. 会員は、提出した入会申込書の内容、その他入会資格に関わる内容、健康状態を含めた施設利用に関する状況に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
3. 当該情報が不正確であることによって当社に生じる損害について会員は一切の責任を負うものとします。

第7条（通知）

1. 当社から会員への通知は、会員から届出のあった最新のLINE ID、電子メールなどの電磁的方法、または住所宛に郵送にて行い、その発信・発送をもって効力を有するものとします。
2. 会員の管理するスマートフォン等の不具合や誤操作、届け出情報の間違い、通信会社による通信障害等で本施設からの通知が延着しまたは届かなかった場合等、当社に故意または過失が認められない場合は、発送時に通知されたものとみなし、発送後の問題について責任を負わないものとします。

第8条（会員たる資格の相続・譲渡・貸与）

本施設の会員たる資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為または相続、その他の包括継承はできません。

第9条（会員種別と会員ステイタスの変更）

1. 会員は各月の前月10日（締日）までに所定の変更申請を行うことにより、翌月から、以下の変更をすることができます。

【会員種別・休会・退会・復会】

2. 締日を過ぎてからの申請は、次の締日の該当月に変更が適用されます。
3. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、申請手続きが完了するまで、変更前の会費等を支払う義務を負うものとします。
4. 会員は、会費等の全部または一部が未納の場合は、第1項の完了時までには完納しなければならないものとします。
5. 会員が会費の全部または一部の滞納が二カ月間となった場合は退会とします。
6. 会員が死亡した場合、会員の親族又はこれに準ずる方が、退会手続きを完了させる必要があるものとし、当該退会手続き及び退会日の取り扱いについては、本条の規程が適用されるものとします。

第10条（施設利用）

1. 会員は、本施設を当社の定めに従って利用してください。
2. 会員種別によっては、打席で相席となります。
3. 本施設の利用は、当社が認めた場合を除き、会員、または会員の同伴者（以下「ゲスト」といいます。）のみに限定されます。
4. ゲストは1会員につき、3人までとし、ゲストにも第2・10・11・12・13・14条を適用します。
5. 会員は、ゲストの行為について一切の責任を負うものとします。
6. 本施設は、「ビジター」として、会員ならびにゲスト以外の方による施設の利用を認めることができるものとします。この場合、ビジターの方にも本規約を適用します。
7. 会員は、ご予約された時間に来店が出来ない場合は、速やかに本施設に連絡をすることとします。

第11条（禁止事項）

1. 当社は、以下の各号の行為を禁止事項とします。

(1) 原則

- 本規約その他当社が定める規則、本施設に掲示されたルール、慣習上のルール、公序良俗、当社の説明および指示に反する行為

(2) 心身服装に関して

- 社会通念を逸脱した、または当社が不相当と判断した服装（肌着や無着用、露出度が高い、あるいは不潔等）での本施設利用
- 外傷、皮膚疾患、伝染病、極度に精神的不安定、認知機能が著しく低下している等、他の利用者・スタッフに危害・不安を感じさせる症状を有する方の本施設利用
- 過度な酒気ならびに薬物接種を帯びての本施設利用

(3) 迷惑行為に関して

- 無許可で、本施設またはその敷地内において、物品販売や営業行為、金銭の貸借、賭博・勧誘行為、政治・宗教活動、許可のない他人の写真・写真・ビデオ撮影・録音等、アンケート協力等の依頼、署名活動をする行為
- 直接、間接に関わらず、他の利用者やスタッフ（業務委託を含みます。）または当社への誹謗、中傷、暴言、暴力、拘束、威圧、威嚇、迷惑行為、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント等あらゆる種類のハラスメントや他人を不快にさせる行為（LINE・Twitter・Facebook等のSNSや電話・メール・郵便等によるものを含み、器具を叩きつけるなど、故意に音を立てまたは振動を与える行為を含みます。）
- 本施設の会員への他施設への勧誘、およびスタッフに対する当社からの退職の勧誘、他社への就職あつせん、引抜きその他これらに類する行為
- その他、本施設の秩序を乱し、またはその名誉、信用もしくは品位を傷付ける言動をする行為

(4) 利用資格違反

- 入会申込に提出した内容、その他本施設に届け出た内容に虚偽、または変更があった際の届出の遅延行為
- 当社から本人確認書類の提示を求められたときに、その求めに速やかに応じない行為
- 本施設の利用を認められていない者を同伴させる行為。または、利用を認められた人数を超えての同伴行為
- または、第三者に譲渡、貸与、その他当社に無断で会員本人以外の第三者に使用させる行為

(5) 施設利用違反

- 本施設の設備や備付のボール、クラブ、モニター等の備品を故意に損壊、汚損等し、または持ち出す行為
- 無許可での各種設備設定（空調・照明・音響等を含むがこれらに限らない）を変更する行為
- 立ち入り禁止区域へ立ち入る行為
- 打席内での以下の行為
 - (a) 打席幅を越える、または施設・備品に損壊を与えるようなスイングやクラブによる指導
 - (b) 打席設備の移動、および不適切と思われる使用
 - (c) 本施設備付のボール以外の使用
 - (d) 予約した打席以外の使用
 - (e) その他の注意事項

- 前後の打席に十分注意すること
- ボール収集やボールを置いたりする際は、前後打席の人に注意すること
- 打席の利用が終わったら速やかに移動を行うこと
- オートティアップ機の不具合時には、速やかに当スタッフに連絡し自分で触らないこと

(6) 施設内トリートメントルーム利用違反

本施設内にあるトリートメントルームで提供するサービスは、健康な方に施すリラクゼーションであり、体の不具合を治す治療目的の医療(類似)行為ではありません、なお、以下のいずれかに該当する場合の利用

- 妊娠中の中後期の方
- 風邪などで体調がすぐれない方
- 多量の食事を摂った直後の方
- 極度の日焼けをした方
- 24時間以内に注射などを受けた方
- 怪我・捻挫・打撲・火傷・炎症・肉離れ・ヘルニアなどがある方
- 伝染皮膚炎・水虫・皮膚病の方
- 半年以内に手術を受けた方
- 心臓病・てんかん病・骨粗鬆症・狭心症・心筋梗塞・高血圧・糖尿病などの方
- 現在治療中の方、もしくは治療を要する方

(8) その他

1. 当社が提供するサービスおよび商品、その他本サービスを通じて知り得た一切の情報について、会員個人の私的利用の範囲を超えて利用する行為
2. 他の会員、第三者または当社の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権、プライバシー、もしくはその他の権利を侵害する行為、および侵害する恐れのある行為
3. 前号の他、他の会員、第三者、当社に不利益もしくは損害を与える行為、または与える恐れのある行為
4. 当社が著作権を有するWEBサイト、SNS等に掲載される全ての情報(文章、写真、イラスト等)について個人で利用する以外の目的で使用する行為

2. 当社は、前項の禁止事項に違反した会員に対して、相当期間の入館の禁止、退場または退会処分、その他当社が必要と判断した措置を取ることができるものとします。

第12条 (持込物に関する責任)

1. 刃物・薬品等の危険物や、他者または施設・器具を傷つける可能性のある物品、または強い臭気を発するものなど他人に迷惑になるものを本施設またはその敷地内へ持ち込むことはできないものとします。
2. 会員は、練習器具・ラフマット・ゴルフ靴について、危険性がなく、本施設を損壊、または他会員・スタッフに迷惑をかけなければ、使用することが出来ます。ただし、使用後は本施設を原状に回復する義務を負うものとします。

3. ペットボトルは持ち込み可、ただし、缶ならびに蓋のついていない容器の飲料の持ち込みは不可とします。
4. アルコール飲料の持ち込みも可、ただし、アルコール飲料の持ち込みに際しては当社にて別途定める持ち込み料金を定めるものとします。
5. 会員は、上記の全ての品目について自己の責任をもって管理するものとし、当社は、会員の本施設への持込物に滅失または毀損が生じた場合であっても何ら責任を負わず、忘れ物の管理、捜索、保管の責を負わないものとします。

第13条（免責）

1. 当社は、会員が本施設の利用中に受けた損害に対して、当社に故意または重過失がある場合を除き、損害に対する責を負わないものとします。
2. 当社は、会員同士の間が生じた係争やトラブルについても、当社に故意または重過失がある場合を除き、一切関与せず、責を負わないものとします。
3. 当社は、会員が本施設内のオイルマッサージ利用後、体調不良や怪我が発覚した場合は、医師の診断のもと、本施設の施術との因果関係が証明された場合のみ、返金及び社会通念上妥当な賠償対応させていただきます。

第14条（会員の損害賠償責任）

1. 会員は、本施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により、本施設、他の会員、その他の第三者に損害を与えたときは、速やかにその賠償責任を果たさなければなりません。
2. 会員は、ゲストの責に帰すべき原因により発生した前項の損害についても、そのゲストと連帯して賠償責任を負うものとします。

第15条（施設の休業および閉鎖）

1. 本施設は、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本施設の全部または一部を臨時休業することができます。
 - 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
 - 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
 - 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分、行政指導もしくは命令等があったとき。
 - 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
 - 電波障害、施設内機器故障、施設停電など、本施設が営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。
2. 前項の場合、法令の定めまたは当社が認める場合を除き、会員が負担する会費等の支払義務が軽減または免除されることはありません。
3. 当社は、本施設の臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、早めに事前に会員に対しその旨を告知または通知します。

第16条（会費、利用範囲、条件、規約および運営システムの変更および廃止について）

1. 当社は、本規約に基づいて会員が負担する会費、重要な利用範囲、条件ならびに重要な運営システムについて、当社が必要と判断したときは、会員に対して事前に通知することにより、これらを変更または廃止することができるものとします。
2. 軽微な施設運営システムの変更に関しては、当社の判断により変更できることとします。

第17条（合意管轄）

本規約に関して争訟が生じた場合には、本施設の本店所在地を管轄する裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（附 則）

本規約は2023年1月8日より発効します。

株式会社エスワイ・ロジステックス 手賀沼ゴルフ倶楽部運営事務局
千葉県我孫子市本町2-7-1 TEL 04-7199-7919